

平成28年度
事業計画書

社会福祉法人 聖母会
横浜市原宿地域ケアプラザ

社会福祉法人 聖母会

基本理念と基本方針

「愛と真理に基づき最も困っている人々に手を差し伸べる」

援助を必要としている人々すべてに福祉活動を行ってきた創立の精神を保持し、時代の変革の中で社会のニーズに応じてその使命を果たす。

1. 利用者本人を尊重し、個々のあるべき人生の支援に努める。
2. 地域関係機関と連携し、地域福祉の向上に努める。
3. 法人の理念に基づき、質の高い職員を育成する。

聖母会理事長 塩塚 俊子

目 次

平成28年度年間大目標	1
地域の現状と課題について、施設の適正な管理について	2
介護保険事業	5
地域ケアプラザ	9
地域活動交流部門	11
地域包括支援センター	12
自主事業計画	16
資金収支予算書	22

平成28年度 横浜市原宿地域ケアプラザ年間大目標

法人の基本理念と方針に基づいて、大正地区の皆様と行政、職員同士が「繋がりをもって」着実に業務を遂行していきます。

特に平成28年度は、新たな地域福祉計画（第三期ハートプラン）の推進と介護予防・日常生活支援総合事業の制度変更等にしっかり対応できるよう努めていきます。

[地域交流]

地域に暮らすだれもが孤立することがないように地域の諸団体、関係機関・企業・大学等と連携を図り、切れ目のない支援が可能となるようコーディネート機能を果たしていきます。

[地域包括支援センター]

- ・介護予防・日常生活支援総合事業制度への周知と移行が滞ることのないように努めます。地域の方が自ら進んで取り組める介護、疾病予防の情報を発信するとともに、地域の介護予防活動の場を継続的に支援します。
- ・独居高齢者、認知症高齢者に対する地域住民の理解が深まり、そのことによりこれらの高齢者が安心して生活できるような地域づくり、そのための支援方法を模索していきます。そのために相談者だけでなく、一般地域住民に対する周知活動（成年後見制度、虐待予防、消費者被害予防、介護者の会など）も行っていきます。
- ・原宿地域包括ケアシステム構築のため、大正地区（原宿地域ケアプラザ担当エリア）の地域福祉計画も鑑みて、地域ケア会議の開催や医療機関とケアマネジャーとの連携に向けた支援をしていきます。

[通所介護・介護予防通所介護・総合事業（横浜市通所介護相当サービス）]

- ・住み慣れた地域、自宅において、社会性の維持を図り、在宅生活の継続に資する活動を計画的に取り入れ、日々の生活がより自立・充実したものになるような支援を行います。
- ・地域の核となるケアプラザのデイサービスとして、学校、活動団体等との交流や関係機関との結び付きを強め、地域貢献、地域福祉のより良い担い手（事業所）となれるように努めます。

[居宅介護支援]

- ・利用者の皆様が住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもってその人らしく自立した生活を送ることができるようケアプランを立案し支援していきます。
- ・本人、家族をとりまく環境が多様化しており複数の課題を抱えている方が多くなっているため、研修に積極的に参加し専門職として資質向上に努めるとともに職員同士がお互いを理解し、分かち合いを行うことで、より良い支援が行えるように努めていきます。その上で家族、地域の皆様、介護、医療・福祉の各関係機関がチームとして連携して適切なケアマネジメントができるよう支援していきます。また、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴い利用者に混乱のないよう支援していきます。

平成28年度 事業計画

地域の現状と課題について

- ①原宿地域ケアプラザエリア（原宿1丁目から5丁目、深谷町、俣野町、東俣野町、小雀町、影取町、汲沢町の一部）の総人口は約4万1000人（戸塚区全体で約27万6千）。そのうちの約5%（2000人以上）の方が要介護の認定を受けており、そのうちの半数近くの方が認知症等の症状があると考えられる。また、原宿地域ケアプラザ主催の地域ケア会議から抽出された課題分析の結果によると、認知症等（疑いも含む）の症状があったり、お一人ぐらしの高齢者だけでなく、高齢者世帯（老夫婦や老兄弟姉妹）、また同居の家族が就労や子育て、虚弱などの理由のため、症状（問題）の発見の遅れや支援体制の構築が遅れたことで、重症化してしまうことがあった。また認知症についての理解不足もあり、その後の対応が遅れてしまい、結果として事故や近隣トラブルが発生してから本格的な対応となっていることなどが確認できた。そのため今後は認知症の理解と問題行動の対応方法の情報提供や周知を重点的に行い、ケアプラザレベル地域ケア会議の開催を重ね、町内会自治会や地域の保健福祉団体・関係事業所等、医療機関等と更なる連携をとりながら地域包括ケアシステムを構築することが急務となっている。
- ②平成28年度から第三期大正地区ハートプランの推進が開始されるため町内会自治会や地域の教育機関、障がい者施設、地域ボランティア団体、保健福祉団体・関係事業所、医療機関等の社会資源（インフォーマルサービス）と今後もネットワークを強化し、若年層、子どもの貧困と教育、青少年の健全育成と地域との関係作り、地域からの孤立世帯の把握などを通して、地域の課題の解決に向けてさまざまな手法を活用して支援をしていくこととする。

施設の適正な管理について

■施設の維持管理について

- ①施設関係法令等に従い、適正に施設の運営業務を行う。
- ②基本協定書に基づき、業者委託にて日常清掃・定期清掃・施設管理業務を行い、施設の快適な環境維持管理に努める。
- ③建築物や建築設備等の破損または汚損に対する予防保全に努めるとともに、建築基準法第12条に基づく点検、施設管理者点検（簡易点検）を実施し、経年劣化状態を判断し区と協議の上、速やかに回復または保全措置を行う。
- ④施設を快適・安全に利用できるよう利用者に「利用の手引き」を渡し、必要な助言等を行う。
- ⑤Ⅰ種物品管理簿（横浜市所有物品）・Ⅱ種物品管理簿（指定管理者所有物品）、固定資産物品台帳、物品管理シール等により適切な管理を行い、横浜市所有物品を廃棄する際には、物品返納等処理票にて区へ報告をする。

⑥年2回以上委託業者により施設周りの除草、剪定等を行い、良好な景観を保持する。

■効率的な運営への取組について

- ①地域包括支援センター、居宅介護支援、地域交流、通所介護の各職員が「縦割り業務」にならないように職員相互が常に情報を共有し、互いの業務をよく理解した上で協働体制を作り上げ、施設全体で無駄のない効率的な運営を行う。
- ②地域の中で問題の早期発見に努め、保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図りながら、効率的な運営に努める。
- ③運営協議会（年2回）や「利用者アンケート」の実施（年1回）、ご意見箱の設置、ホームページ上での意見募集、区役所による事業実績評価等を通じて利用者及び関係者の意見を指定管理業務に反映させる。なお、アンケート結果は改善策も含め館内に掲示する。
- ④情報の共有化を図るため各部署間がパソコンで迅速に情報を伝達し、日々多量に流入してくる情報の整理を行う。

■苦情受付体制について

- ①苦情解決責任者（所長）、苦情受付担当者（事務所職員）、第三者委員（民生委員・主任児童委員・介護者の会代表）を置き、苦情を受けた際には苦情対応マニュアルに基づき誠意ある対応をして苦情解決に取り組む。また、公的機関においても苦情申し出ができる旨説明し、連絡先を紹介する。
- ②第三者委員会会議を11月第3金曜日に定期開催する他、必要に応じて臨時開催し助言を求める。
- ③年1回以上全部署でアンケート調査を行い、その結果、改善策を検討・実施し、その後の振り返りも含めて、館内掲示等で公表するとともに第三者委員に報告をする。
- ④ホームページや館内に設置しているご意見箱等を通じて、日常的に利用者のニーズ・要望・苦情等を受け付け、ケアプラザ運営に活かしていく。

■緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ①防犯・防災マニュアルを職員に周知徹底し、速やかに必要な措置をとる。
- ②災害時対応マニュアルに基づき、年2回以上防災・避難訓練を実施する。
- ③市営戸塚原宿住宅・原宿地域ケアプラザ共同防火管理協議会の開催及び戸塚原宿住宅住民との共同防災訓練を年2回実施する。
- ④災害時は特別避難場所開設マニュアルに基づいて特別避難場所を開設する。また、年1回以上、災害時応急備蓄物資の点検（補充・廃棄）、備蓄物資使用訓練、災害時の役割分担の確認のための訓練を行う。
- ⑤日常の館内巡回や点検を行い、夜間不在時は機械警備により犯罪や事故防止に努める。
- ⑥ケアプラザ所有の鍵は、管理責任者を所長とし、適切な管理に努める。
- ⑦災害、事故発生時には、速やかに適切な対応を図るとともに、関係者及び行政機関、警察、消防署等に対してその旨報告し指示に従う。
- ⑧各種マニュアルは、随時及び職員会議で内容の確認を行い、見直しを行う。

■事故防止への取組について

- ①事故対応マニュアルをもとに事故防止に努める。また事故発生時には、マニュアルに基づき適切な対応を行うとともに、その日のうちに事故原因と対策を検討し再発防止に努める。
- ②職員会議において、事故防止委員会より全職員が事故報告を受けて情報を共有し、事故防止意識を高める。
- ③ヒヤリハット記録簿を常備し、事故につながりそうなヒヤリとした事は記録にとどめ、各職員は記録を確認するとともに、一日の反省会や会議の時に検証し具体的な解決策を検討する。
- ④道路が狭い箇所、過去に事故のあった場所等事前に要注意箇所をリストアップし、デイスリーブの送迎時など車両事故防止に努める。

■個人情報保護の体制及び取組について

- ①法人の「個人情報取扱規則」に則り、個人情報及び文書等の管理を徹底する。また、関係者に以下のような書類提出を義務付け、個人情報漏洩防止に努める。
「個人情報に関する誓約書(職員用)」・「職員の個人情報に関する同意書」・「個人情報に関する誓約書(ボランティア用)」等。
- ②FAXや郵送等で個人情報を扱う際は、2名で確認し、可能な限り個人を特定できる箇所は削除する等具体的なルールを設け、個人情報漏洩防止に努める。
- ③職場にて個人情報保護についての研修を行い、職員全員が常に緊張感を持って個人情報を取り扱うようにする。
- ④保有するすべてのパソコンに対し、ウィルス対策ソフトを導入し常に最新のデータベースを更新し、外部からの不正アクセスに対してセキュリティ対策を施す。
- ⑤パソコンを使用する際には、パスワード入力を必要とし、盗難時の被害を最小限に止める。
また、パソコンは専用の盗難防止チェーンをつなぐか、退勤時に鍵付き書庫にしまうこととし、盗難防止に努める。
- ⑥個人情報データのUSB保存は禁止とする。

■情報公開への取組について

- ①ホームページやツイッター、フェイスブック、施設の窓口、掲示板、広報紙「生き生き」等で情報公開を行う。広報紙は町内会・自治会に回覧をし(回覧板を通して)、その他学校、医療機関、近隣のケアプラザ、区役所、区社協、地区センター、区民活動支援センター等に配布し、大正地区東西民生児童委員、老人会、地域の福祉保健活動団体等には郵送する。また、希望者にも広報紙の個別郵送をする。
- ②事業計画書(予算書含む)・事業報告書(決算書含む)を館内ロビーのラックに置いて、来館者が自由に閲覧できるようにする。
- ③介護サービス情報の公表制度に基づき、通所介護および居宅介護支援のサービス内容や事業所の運営状況等を指定機関を通じてインターネット上で公表する。
- ④その他法人が所有する情報について文書開示の申出を受けた際には、法人の規程・規則に則り適切に対応する。

⑤介護保険事業所の運営規程、重要事項説明書を館内に掲示する。

■環境等への配慮及び取組について

ごみの分別収集に取り組み、プリントアウト量を最小限に抑えることや、コピー用紙の裏面再利用、節水、節電、冷房および暖房の適正温度設定、電動自転車の活用により車の使用を控える等環境に配慮した取組を行う。

介護保険事業

■介護予防支援事業

●職員体制

包括支援センター三職種 4 名

介護予防支援事業所担当職員 2 名（内、兼務 1 名）

●目標

要支援認定者や事業対象者が介護状態になることを予防する意義を理解し、自らの意思により目標を持って身体機能や生活を維持向上させていくことが出来るように支援する。創設された総合支援事業が混乱なく利用できるよう情報収集に努め、説明し対応をする。

●実費負担

なし

●その他

介護保険サービスや総合支援事業を利用する際に、インフォーマルサービスや地域活動、ケアプラザの事業なども幅広く活用して、介護予防に資し自立した生活が継続できるよう助言し調整をする。

●利用者目標（単位：人）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
225	225	227	227	229	229
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
231	231	233	234	235	235

■居宅介護支援事業

●職員体制

居宅介護支援事業所管理者常勤兼務 1 名

介護支援専門員常勤 3 名（うち常勤兼務 1 名）

●目標

利用者の皆様が住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもってその人らしく自立した生活を送ることができるようケアプランを立案し支援していく。本人、家族をとりまく環境が多様化しており複数の課題を抱えている方が多くなっているため、研修に積極的に参加し専門職として資質向上に努めるとともに職員同士がお互いを理解し、分かち合いを行うことでより良い支援が行えるように努めていく。その上で家族、地域の皆様、介護、医療・福祉の各関係機関がチームとして連携して適切なケアマネジメントができるよう支援していく。横浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴い利用者に混乱のないよう支援していく。

●実費負担

居宅介護支援については、利用者の負担はなし。居宅介護支援専門員が通常のサービス実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、その旅費（実費）。

●その他

利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した生活を営むことができることを目標とし、居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整、居宅サービス計画の実施状況の把握、市町村等への連絡・調整、介護保険施設の紹介等を行う。

ケアプラン担当件数は上限 100 件（要介護 1 以上）を目標とする。

●利用者目標（単位：人）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
95	95	96	97	99	99
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
100	100	100	100	100	100

■通所介護事業

●提供するサービス内容

送迎・健康チェック・入浴・趣味活動・娯楽・

昼食（昼食作り、おやつ作り）・体操・選択レクリエーション・外出機能訓練

●実費負担

1割負担分

（要介護1） 704円/回

（要介護2） 831円/回

（要介護3） 963円/回

（要介護4） 1,095円/回

（要介護5） 1,227円/回

●入浴加算 54円/回

●サービス提供体制強化加算

（Ⅰ）イ 20円/回：介護職員総数のうち、介護福祉士割合が50%以上

（Ⅰ）ロ 13円/回：介護職員総数のうち、介護福祉士割合が40%以上

●同一建物居住者の送迎についての減算 △101円/日

●送迎減算（片道） △51円

●中重度者ケア体制加算 49円/回

●認知症加算 65円/回

●介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

1ヶ月の総単位数に4.0%を乗じた単位数(利用者毎に異なる)

●食費負担 700円/回

●事業実施日数（週あたり）

《実施日数》週7日(12/29～1/3を除く)

●提供時間

《提供時間》9:25～16:25

●職員体制

通所介護事業・予防通所介護事業・総合事業（横浜市通所介護相当サービス）

※職員は3事業兼務

生活相談員常勤兼務5名（内4名は介護職兼務）、介護職員常勤兼務11名（内4名は相談員兼務）・非常勤兼務4名、看護職員非常勤兼務6名（機能訓練指導員兼務）、調理職員常勤1名・非常勤4名、運転手3名（うち2名は派遣）

●目標

住み慣れた地域、自宅での生活を継続しながら、その中でより自立し、喜びをもって日常を過ごせるようなサービスプログラムを取り入れ、心身機能の活性化を図る。また、地域の核となるケアプラザのデイサービスとして、学校、活動団体等との交流や関係機関との連携を継続して強化し、地域貢献、地域福祉のより良い担い手（事業所）となれるように努める。

●その他

選択レクリエーションの充実を図り、自主性をもって活動的に過ごして頂く。

●利用者目標（延べ人数）（単位：人）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
728	752	750	775	782	764
1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
790	764	720	720	720	801

■介護予防通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業 （横浜市通所介護相当サービス）

●提供するサービス内容

送迎・健康チェック・入浴・趣味活動・娯楽・昼食（昼食作り、おやつ作り）・体操・
選択レクリエーション・外出機能訓練

●実費負担

◎1割負担分

（要支援1） 1,766円/月

（要支援2） 1,766円/月（週1回程度利用） ※総合事業のみ適用

（要支援2） 3,621円/月（週2回程度利用）

●サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ：介護職員総数のうち、介護福祉士割合が50%以上

要支援1：78円/月 要支援2（週1回程度利用）：78円/月 ※総合事業のみ適用

要支援2（週2回程度利用）：155円/月

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ：介護職員総数のうち、介護福祉士割合が40%以上

要支援1：52円/月 要支援2（週1回程度利用）：52円/月 ※総合事業のみ適用

要支援2（週2回程度利用）：103円/月

●同一建物居住者の送迎についての減算

要支援1：△403円/月 要支援2（週1回程度利用）：△403円/月 ※総合事業のみ適用

要支援2（週2回程度利用）：△807円/月

●介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

1ヶ月の総単位数に4.0%を乗じた単位数(利用者毎に異なる)

●食費負担 700円/回

●事業実施日数（週あたり）

《実施日数》週7日(12/29～1/3を除く)

●提供時間

《提供時間》10:30～15:00

●職員体制

通所介護事業・予防通所介護事業・総合事業（横浜市通所介護相当サービス）

※職員は3事業兼務

生活相談員常勤兼務5名（内4名は介護職兼務）、介護職員常勤兼務11名（内4名は相談員兼務）・非常勤兼務4名、看護職員非常勤兼務6名（機能訓練指導員兼務）、調理職員常勤1名・非常勤4名、運転手3名（うち2名は派遣）

●目標

在宅での自立した生活をより充実したものにしていく為に、選択レクリエーション、生活機能維持に向けた取り組み（調理等）を積極的に行うことで、心身機能の維持・向上に努める。

●その他

生活機能維持に向けたプログラム（調理等）を継続して行い、各自で目標を設定することで、より活動的・自主的に過ごして頂く。

●利用者目標＝要支援の契約者数（ ）うち総合事業契約者 単位：人

4月	5月	6月	7月	8月	9月
14(4)	14(6)	14(8)	14(10)	14(11)	14(13)
10月	11月	12月	1月	2月	3月
14(13)	14(13)	14(14)	14(14)	14(14)	14(14)

地域ケアプラザ

■総合相談（高齢者・子ども・障害分野への対応）

- ①地域交流が受けた障害・子どもに関する相談は【地域交流ケース】として社内のグループウェアソフトを活用し相談対応職員が情報共有を図る。把握したケースは必要に応じ、区役所、区社協、地域福祉団体・地域活動ホームなどとも適宜情報共有を図る。
- ②個別の支援だけでなく、家族も含めた包括的な支援をしていく為、公正・中立な立場で他機関との連絡調整を行っていく。

■地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- ①【包括ケース】【地域交流ケース】等の個別ケースについて ICT で情報共有を行う。また地域活動報告や地域情報についても適宜情報共有を図る。特にコミュニケーションについては、職員全員が不規則勤務であるが、メールだけでなく、お互いが意識的にひと声掛け合って、

ケアレスミスやヒューマンエラーが発生しないようにしていく。

■職員体制・育成

●職員体制

人員配置基準に従い、所長1名の他、経験豊富な業務経験者を下記の通り適正に配置する。

[地域交流事業]

コーディネーター常勤専従1名、サブコーディネーター非常勤専従5名

[地域包括支援センター]

保健師等常勤兼務2名（介護予防支援事業所担当職員兼務）、社会福祉士常勤兼務2名（介護予防支援事業所担当職員兼務）、主任ケアマネージャー常勤兼務2名（介護予防支援事業所管理者・副所長兼務1名、介護予防支援事業所担当職員兼務2名）、生活支援コーディネーター常勤専従1名、事務員非常勤兼務1名（地域交流事務員兼務）、介護予防支援事業所担当職員（常勤兼務1名、非常勤専従1名）

[居宅介護支援事業]

居宅介護支援事業所管理者常勤兼務1名（ケアプラザ所長兼務）、介護支援専門員常勤専従2名、常勤兼務1名（介護予防支援事業所担当職員兼務）

[通所介護、予防通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（横浜市通所介護相当サービス）]

※職員は全員、通所介護と予防通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業と兼務

生活相談員常勤兼務5名（内4名は介護職兼務）、介護職員常勤兼務11名（内4名は相談員兼務）・非常勤兼務4名、看護職員非常勤兼務6名（機能訓練指導員兼務）、調理職員常勤兼務1名・非常勤兼務4名、運転手3名（うち派遣2名・非常勤1名）

●職員の育成

- ・資格取得のための講座や研修等の情報を提供するとともに、スクーリング等への参加が可能となるよう各部署で可能な限り勤務調整をし、資格取得を支援する。
- ・新職員に対して入職時個別にオリエンテーションを実施するとともに、新職員対象の合同研修を年2回（4月と10月）実施する。
- ・新人オリエンテーションや職員会議、聖母の園との合同研修、法人研修等で法人の基本理念や基本方針等について全職員に周知し、業務の基本の心得を身につけてもらう。
- ・社会人としての基本的マナーを身につけ、挨拶や丁寧な言葉遣い、名札の着用や適切な服装、電話等で氏名を名乗るなど適切な対応に心がける。
- ・法人研修及び聖母の園との合同研修や職場内研修（人権・個人情報保護・感染症・認知症ほか）を実施すると共に、外部研修にも業務扱いにて常勤職員・非常勤職員に関わらず参加できるようにする。外部研修については、職員の能力・経験等に合わせた研修への参加によりスキルアップを図り、毎月の職員会議等において参加者が研修報告を行い、欠席者には報告書等で内容を周知する。

■地域福祉のネットワークの構築

- ①地域ケア会議の開催回数を重ね、民生委員児童委員との連携を行うことで、地域福祉の現状・課題を見出していく。また地域住民対象の出張講座実施や地域密着型サービス事業所の運営推進会議への参加、地域福祉計画推進委員会(ハートプラン)の参加、地域活動団体や老人会と日常的な連携を通じて地域のネットワーク構築を行っていく。
- ②地域のボランティア団体と民生委員児童委員、ケアマネジャーとの情報交換会や企業・大学・NPO法人等とのフューチャーセッション等を通し、顔の見える関係づくりを推進していく。

■区行政との協働

- ①区からの委託事業である、精神障害者活動支援事業を実施し、障害当事者やご家族の活動と交流の場を提供すると共に、地域に向けての障害の理解や普及啓発を行う。
- ②第3期とつかハートプランの推進、ダブルケア支援体制の構築に向けて区役所・区社協・地域福祉保健団体、企業、大学等と連携し地域福祉の推進を図る。

地域活動交流部門

■福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ①地域の社会資源情報の収集と周知は第2期とつかハートプランで取り組んだ「大正地区地域福祉マップ(大福マップ)」のアプリ化を横浜オープンデータソリューション発展委員会・明星大学さん・企業の皆さんと実装に向けて取り組み、今年度以降は地域の皆さんとの意見交換の場を横浜コミュニティラボさんにも協力頂きながら進めていく。
- ②広報紙は年6回発行し、ホームページ、フェイスブックに掲載する。ケアプラザの自主事業の周知と報告、また地域の行事についての周知報告もフェイスブックを通して行い次世代の地域住民に向けて発信する事で、稼働世代の方に向けたケアプラザ事業展開につなげる。
- ③「障がいをも正しく理解する学習会」、精神障害者活動支援事業「あったまり場」、とつとの芽・区役所と事務局を担う「子育て連絡会」などを通じて地域の福祉課題についての周知啓発を行いそれぞれの活動を連携させ、課題の共有を行う。
- ④「ダブルケア研究会」をきっかけとして、地域課題の解決の取り組みに住民の誰もが参画できるような、啓発の場・参加と交流の場のしくみ作りを図る。行政だけでなく、企業、大学、その他幅広いネットワークとオープンデータを活用提供し、住民への課題の共有を行う。

■福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ケアプラザの3ヶ月分の貸し館の予約状況や、貸し館の方法などを館内に掲示する他、予約状況をフェイスブックに掲載する。広報紙には適宜貸し館の利用方法について掲載する。利用者アンケートからも予約システムのIT化についての希望もあるため、より簡便な予約管理システムについて導入できるように検討する。
- ダブルケア事業者支援ポータル(仮)や、子育て連絡会等を活用し地域の既存の施設等を活用することでより身近な場所で介護・認知症予防や子育て支援が出来るように町内会自治会、施設等に働きかける。

■自主企画事業

- ①高齢者支援は、認知症の当事者やご家族や地域を支える為の「認知症サポーター講座」を年1回開催し、今年度はパターンランゲージを活用した認知症サポートのワークショップを地域のコミュニティカフェでも開催する。在宅で暮らす高齢者の孤立予防を目的とした傾聴ボランティアの個人宅訪問派遣と傾聴ボランティア育成講座を年1回行い、自主グループへの参加を促す。
- ②障害者支援は、高校生以上の障害のある人を対象にした「ひだまり」の開催、こころの病のある人や家族を対象にした「あったまり場」、障害の理解啓発を目的にした「障害学習会」や講演会を実施し、専門の機関等と連携し障がいのある子ども達の居場所や理解者・支援者を増やす取り組みにつなげる。
- ③子育て支援は、子どもの発達段階に応じた課題解決や地域課題の検討等を目的に「子育て交流会」を実施する。また、寄り添い型学習支援事業の会場の提供を通して、学習の支援だけでなく、事業の継続を支援するため地域のボランティアの募集や周知を行う。
高齢者支援、子育て、障がい児者支援の個々の取り組みやネットワークを横断しダブルケア支援を行う。

■ボランティアの育成及びコーディネート

- ①傾聴ボランティアのニーズが高まっている中、継続して傾聴ボランティアの派遣と後方支援、講座の実施を行い孤立の予防を図る。講座受講の卒業生は既存のグループに参加を勧め個人宅訪問の件数を現在の6件から10件まで増やす。
- ②寄り添い型学習支援事業が継続し、子ども達の居場所になるよう学習支援ボランティアの募集の呼びかけを近隣の大学等に継続して行う。
- ③大福まっぷから開発した、まちのいい人マッチングアプリを実装に向けて地域の皆さんに周知を行い、稼働世代の方にもまちづくりに参加し、ボランティア活動につながるようなまち歩きなどのイベントを行う。

地域包括支援センター

■総合相談・支援

●総合相談

- ①引き続き広範囲にわたる相談内容に対応できるよう、情報提供のための資料等については随時社内サーバーに蓄積・更新を行っていく。
- ②相談者のプライバシーが保たれるよう、相談を受ける際の環境づくり、対応の仕方について基本に立ち返り見直し、改善を検討する（具体例として、相談者の希望に応じカウンターではなく相談室での対応等）。
- ③課題が地域特有のものと思われる事例については、必要に応じ地域ケア会議への事例として検討していく。

●地域包括支援ネットワークの構築

①民生委員児童委員、自治会町内会と協同し、地域包括ケアシステムや地域包括支援センター機能の周知活動を実施していく。

また訪問先の地域特性、課題の収集・把握も同時に実施する。

②居宅介護支援事業所等、地域密着型施設、認知症対応型での運営推進会議、ハートプラン推進会議等の様々な場を通じて、密に情報交換を行いネットワーク構築を実施する。

●実態把握

①横浜市公式ホームページで情報収集や戸塚区役所高齢障害支援課、福祉保健課との事業を通じて、担当エリアの人口構成など情報収集をする。

②地域ケア会議の開催を通じて課題の分析や自主事業でのアンケートやヒアリングを通じて実態把握をしていく。また担当エリアにある地域密着型サービス事業所の運営推進会議の参加を通じて、地域課題収集と分析・共有や社会資源の情報収集をして活用しやすく整理をしていく。

■権利擁護

●権利擁護

①成年後見制度については、既に判断力が低下している方に適用される「法定後見制度」と、将来への備えとして活用される「任意後見制度」があるが、より本人の権利擁護を実現的にする「任意後見制度」についても予防的な観点から、さらに周知を図る機会を増やしていく。

②昨今では身寄りのない高齢者や親族との交流が全くない高齢者が増えていることから、本人の権利擁護に制限が生じるケースも出ている。このような場合に備え、事前に家族の代わりになる団体について情報収集・検討を行い、支援の一助になるようなツールとして情報提供を行っていく。

●高齢者虐待

虐待事例の早期発見・相談につながるよう、地域住民および関係職種に呼びかけを行う。

具体的な方法として、市が発行する高齢者虐待予防のチラシを様々な機会に配布し周知していくことや、軽微な情報でも躊躇することなく相談できるような関係づくりを常日頃から心がけることが挙げられる。

虐待の疑いがあるケースでは、早い段階で区役所と協働し、役割分担のうえ高齢者の権利擁護と介護者支援の両面からアプローチを行っていく。

●認知症

①認知症の疑いがある方の家族からの相談に対しては、家族への労いや対応方法のアドバイスを行うとともに、研修会や介護者の会などを紹介することで家族への精神面での支援にも配慮していく。

②本人の判断力の低下により本人の財産管理に支障が生じている場合は、親族に対し成年後見制度利用のための情報提供および申立てに向けた支援を行う。

③様々な機会を利用して「見つけてネット」や認知症関連のチラシを配布し説明し、啓発と周知を図る。

- ④認知症予防の体操（ファイブコグ）等を開催し地域への普及啓発を図る。
- ⑤認知症の理解や予防の普及のために講演会を開催する。

■介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活総合支援事業の創設に伴い、従来の介護予防ケアマネジメントの概念が変化したため、今後は、要支援認定者及びサービス事業者の状態に合わせ、総合事業のサービスやその他の生活支援サービスが適切に利用できるような支援を行う。

また、既存の介護事業所によるサービスに加えて、地域のボランティアなど多様なサービスを活用する必要があるため、地域資源についての情報を収集するなど、地域の実情の把握に努める。

要支援者や事業対象者は、生活行為の一部が行いにくくなっている方が多く、単にそれを補う形でサービスを提供する傾向に偏っていることが多いと言われているため、行動を変容させる、生活を工夫する、地域で何らかの役割が果たせるなどの主体的な取組を導きだせるような働きかけと意識改革が必要と思われる。そのためには、利用者自身が望む自立した生活に向けて目標設定が出来るような関わりを持ち、適切なアセスメントを行い支援計画が立てられるように実施していく。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援

●地域住民・関係機関等との連携推進支援

- ①ケアプラザに集積する地域団体の活動事業や福祉保健医療などの情報を整理して、ケアマネジャーや担当ケースの家族介護者に役立つ情報を提供していく。
- ②地域住民向け研修を継続的に実施していく。研修カリキュラムには地域ケア会議開催を通じて把握した分析結果を活用して、地域特性の説明や高齢化予測、また介護保険制度の概要、施設情報、ケアマネジャー業務の内容や役割や目的などを伝えることで、意識啓発とケアマネジャーの業務支援となるような研修を構成していく。
- ③地域ケア会議開催を通じて、ケアマネジャーと民生委員等の連携を進めていく。

●医療・介護の連携推進支援

- ①地域ケア会議開催を通じて、医療依存度の高いケース事例の検討や医師などの医療機関とのネットワークの強化をしていく。

●ケアマネジャー支援

- ①ケアマネジャー事業所の定期的な訪問を通じて、顔の見える関係の構築や最新の制度やサービスを情報提供する。また担当されている支援困難ケースの把握や支援・助言を実施していく。

●多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ①集合団地、分譲住宅地などを輪番でエリア選定をし、地域ケア会議を開催する。また地域ケア会議の開催を通じて、専門多職種を交えた検討、個別支援の充実、参加者のスキルアップ、関係職種の連携強化をしていく。
- ②介護リハビリ研究会の開催支援を通じて、大正地区に活動しているケアマネジャー、医師、

歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、訪問介護などの多職種協働による課題解決の支援や研修会開催にむけての調整をしていく。(後方支援)

■介護予防事業

高齢者が住み慣れた地域の中で、自身の持つ力を活かしながら、周囲の人ともつながりを持ちその人らしい生き方ができるよう、高齢者個人のみへの支援に留まらず、地域づくりも視野に入れながら介護予防事業を行う。

そのために、区役所と協働で身近な介護予防活動拠点の継続支援と介護予防活動ボランティアとの連携、後方支援に努める。加えて、それぞれの地域が、介護予防について関心を高められるよう地域のニーズに沿った介護予防講座の開催や情報を発信していく。

平成28年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
元気づくりステーション 「こすずめ健康ライフ」	自主活動を行っている介護予防活動グループが活動を継続していくための支援を行う。	毎月2回 (4月から3月) 第2、第4月曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
「さざんかの会」	自主活動を行っている介護予防活動グループが活動を継続していくための支援を行う。	毎月2回 (4月から3月) 第2、第4火曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
楽しく(脳と身体を)トレーニングしよう会	体操や介護予防講座などを開催し介護予防に役立つ情報を提供し実践する機会をつくる。保健活動推進員と共催することで地域への普及啓発をはかる。	毎月1回(3月と12月は第3日曜日 他月は第4日曜日)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ミニ健康講座	疾病予防や健康維持、増進に役立てることを目的とし協力医の中達先生による講座を開催する。	毎月1回 (第1水曜日)

平成28年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
介護予防講座	ロコモティブシンドローム予防、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防それぞれについて2回ずつ、計8回の講座を地域向けに開催する。	年8回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
高齢者体操教室の継続支援	自主化した高齢者体操教室に参加されている方々を対象と地域指導者に上級指導者による指導や介護予防についての講習を取り入れ継続支援を図る。	年12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

平成28年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
地域ケア会議	エリア内のケアマネジャーとの連携を深め、個別ケースの地域ケア会議を開催する。また地域ケアプラザレベルの地域ケア会議の開催を通じて、民生委員児童委員、町内会自治会、ボランティア団体など地域団体等との連携を強化して地域包括ケアシステムの構築を推進していく。	7月 11月 2月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
介護リハビリ研究会活動支援事業	毎月（8月と2月を除く）の定例会開催の支援を通じて、福祉医療保健の専門職が、お互いの課題や業種の違う現状を共有し、医療連携の推進とケース対応力の向上高めていく。	毎月第2土曜日 10回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ケアマネジャー事業所訪問事業	原宿地域ケアプラザエリアに事業所があるケアマネジャー訪問を毎月行う。支援困難ケースの把握とケアマネジャー業務の支援を行う。訪問時にはインフォーマル・フォーマルサービス情報やスキルアップ研修開催の情報を提供するなどして、専門性向上に向けた後方支援を行う。	毎月 12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
地域住民対象出張講座事業	民生委員児童委員、町内会自治会、老人会や地域活動ボランティア団体と協働し、制度の周知啓発や健康啓発事業を行う。	随時 6回

平成28年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
成年後見制度についての勉強会	成年後見制度については予防的観点からの「任意後見制度」と既に判断力の低下している方の権利擁護の観点からの「法定後見制度」の二つを適宜活用してもらうため、主に自治会単位で司法書士等の講師を招き周知を図っていく。 また任意後見と遺言とを関連付けて、万が一のことに備えるための気付きを促すことも目的とする。	年3回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数
よつばの会 講習会	介護者の集いである「よつばの会」の定例会をほぼ毎月原宿地域ケアプラザで開催しているが、その中で年に1回、会員の要望をとりいれ外部講師を招き講習会を開催し、見聞や知識を高めることを目的とする。	年1回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

平成28年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ひだまり	障がいの理解と啓発、地域での活動の場を提供し住民同士の交流を目的に、高校生以上の障がいのある人、保護者、地域ボランティアで月1回、調理・会食・外出などを行う。	4月から3月の第2日曜日 12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
あったまり場	心の病のある方、家族の身近な居場所、相談場所の提供と、地域住民との交流を通した障がいの理解と啓発を目的におしゃべり、工作、調理などを行う。また適宜障がいの理解啓発を目的とした講演会を実施。	4月から3月の第4日曜日 12回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
障がい学習会	障がいのある子どもを持つ保護者、地域住民との情報交換を通した障がいの理解と啓発を目的に隔月開催。年齢にとられない障がいのある子どもの地域の居場所作りを目指す。	4月から3月の隔月第4木曜日。年6回程度

事業名	目的・内容	実施時期・回数
認知症サポーター養成講座	認知症の方や家族を地域で見守り認知症予防の為、講座を通した認知症の理解を目的に開催。家族の介護が必要になる前の稼働世代の方を対象にシリーズで開催し、認知症の早期発見や地域での見守りを目指す。	年2回程度

平成28年度 自主事業計画書

横浜市原宿地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
傾聴ボランティア養成講座	外出が困難になった高齢者や、高齢者を介護する家族の地域からの孤立の予防と認知症予防の為に定期的に高齢者個人宅や施設に傾聴ボランティアを派遣する為に開催。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
原宿チャリティイベント	東北の産業復興支援と、地域住民の日常からのつながり作りを目的として開催。東北の物販、ケアプラザ利用団体の活動発表、近隣障がい者施設の商品販売等。ケアプラザ利用団体等と「チャリティイベント準備委員会」を立ち上げ、活動団体同士の交流や、事業の継続を図る。	3月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
子育て連絡会	地域の子育て支援に関わる団体、拠点だけでなく、高齢者支援団体、施設等と連携し、ダブルケアの課題の周知と担い手作りを目的に意見交換と活動交流（イベントの合同開催）、研修などを通してダブルケア支援者の担い手作りを行う。	3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数

資金収支予算書

(自) 平成 28 年 4 月 1 日 (至) 平成 29 年 3 月 31 日

公益事業 原宿地域ケアプラザ

(単位: 円)

勘定科目		当年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
収入	介護保険事業収入	12,167,000	12,011,000	156,000	
	居宅介護支援介護料収入	8,302,000	11,859,000	△ 3,557,000	
	介護予防支援介護料収入	8,302,000	11,859,000	△ 3,557,000	
	介護予防・日常生活支援総合事業収入	3,865,000	152,000	3,713,000	
	事業費収入	3,865,000	152,000	3,713,000	
	老人福祉事業収入	0	0	0	
	児童福祉事業収入	0	0	0	
	保育事業収入	0	0	0	
	医療事業収入	0	0	0	
	地域包括支援センター収入	60,097,000	47,241,000	12,856,000	
	地域包括支援センター収入	59,907,000	47,028,000	12,879,000	
	地域包括支援センター収入	59,907,000	47,028,000	12,879,000	
	その他の事業収入	190,000	213,000	△ 23,000	
	受託事業収入	190,000	213,000	△ 23,000	
	収益事業収入	0	0	0	
	借入金利息補助金収入	0	0	0	
	経常経費寄附金収入	0	0	0	
	受取利息配当金収入	0	0	0	
	その他の収入	220,000	235,000	△ 15,000	
	雑収入	220,000	235,000	△ 15,000	
	その他雑収入	220,000	235,000	△ 15,000	
	流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
	事業活動収入計 (1)	72,484,000	59,487,000	12,997,000	
事業活動による支出	人件費支出	51,537,000	37,741,000	13,796,000	
	職員給料支出	31,310,000	18,981,000	12,329,000	
	職員俸給支出	24,365,000	15,405,000	8,960,000	
	管理職手当支出	307,000	372,000	△ 65,000	
	特殊業務手当支出	723,000	370,000	353,000	
	職務手当支出	1,440,000	480,000	960,000	
	扶養手当支出	1,751,000	991,000	760,000	
	住居手当支出	1,140,000	660,000	480,000	
	時間外手当支出	792,000	392,000	400,000	
	通勤手当支出	792,000	311,000	481,000	
	職員賞与支出	7,294,000	5,184,000	2,110,000	
	非常勤職員給与支出	5,430,000	7,905,000	△ 2,475,000	
	有期・無期職員賃金支出	5,201,000	7,647,000	△ 2,446,000	
	有期・無期職員通勤支出	157,000	192,000	△ 35,000	
	有期・無期職員賞与支出	72,000	66,000	6,000	
	退職給付支出	738,000	738,000	0	
	法定福利費支出	6,765,000	4,933,000	1,832,000	
	事業費支出	5,138,000	5,151,000	△ 13,000	
	水道光熱費支出	4,320,000	4,302,000	18,000	
	保険料支出	63,000	36,000	27,000	
	賃借料支出	56,000	56,000	0	
	車輛費支出	64,000	33,000	31,000	
	雑支出	635,000	724,000	△ 89,000	
	事務費支出	17,618,000	16,500,000	1,118,000	
	福利厚生費支出	170,000	121,000	49,000	
	旅費交通費支出	91,000	90,000	1,000	
	研修研究費支出	87,000	83,000	4,000	
	事務消耗品費支出	947,000	1,070,000	△ 123,000	
	印刷製本費支出	409,000	386,000	23,000	
	修繕費支出	818,000	188,000	630,000	
	通信運搬費支出	872,000	885,000	△ 13,000	
	業務委託費支出	10,947,000	10,848,000	99,000	
	業務委託費支出	9,578,000	9,501,000	77,000	
	拠点区分等業務委託費支出	1,369,000	1,347,000	22,000	
	手数料支出	302,000	299,000	3,000	
	租税公課支出	16,000	8,000	8,000	
	保守料支出	1,762,000	1,758,000	4,000	
	雑支出	1,197,000	764,000	433,000	
	収益事業売上原価支出	0	0	0	
	利用者負担軽減額	0	0	0	
	支払利息支出	0	0	0	
	その他の支出	0	0	0	
	流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0	
	法人税住民税事業税支出	0	0	0	
	事業活動支出計 (2)	74,293,000	59,392,000	14,901,000	
	事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	△ 1,809,000	95,000	△ 1,904,000	
収入	施設整備等補助金収入	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	設備資金借入金収入	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	

(単位:円)

勘 定 科 目		当年度予算額	前年度予算額	増 減 額	備 考
収入	その他の施設整備等による収入	0	0	0	
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	固定資産取得支出	0	0	0	
	施設整備等支出計 (5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)		0	0	0	
その他の活動による収支	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
	長期運営資金借入金収入	0	0	0	
	長期貸付金回収収入	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	
	積立資産取崩収入	0	0	0	
	事業区分間長期借入金収入	0	0	0	
	拠点区分間長期借入金収入	0	0	0	
	事業区分間長期貸付金回収収入	0	0	0	
	拠点区分間長期貸付金回収収入	0	0	0	
	事業区分間繰入金収入	3,990,000	0	3,990,000	
	事業区分間繰入金収入	3,990,000	0	3,990,000	
	拠点区分間繰入金収入	0	0	0	
	サービス区分間繰入金収入	0	0	0	
	その他の活動による収入	0	0	0	
	その他の活動収入計 (7)	3,990,000	0	3,990,000	
	長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	長期貸付金支出	0	0	0	
	投資有価証券取得支出	0	0	0	
	積立資産支出	917,000	591,000	326,000	
	退職給付引当資産支出	917,000	591,000	326,000	
	事業区分間長期貸付金支出	0	0	0	
	拠点区分間長期貸付金支出	0	0	0	
	事業区分間長期借入金返済支出	0	0	0	
	拠点区分間長期借入金返済支出	0	0	0	
	事業区分間繰入金支出	0	0	0	
	拠点区分間繰入金支出	0	0	0	
	サービス区分間繰入金支出	0	0	0	
	その他の活動による支出	0	0	0	
	その他の活動支出計 (8)	917,000	591,000	326,000	
	その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	3,073,000	591,000	3,664,000	
予備費支出 (10)		500,000	0	500,000	
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)		764,000	496,000	1,260,000	
前期末支払資金残高 (12)		6,257	502,257	496,000	
当期末支払資金残高 (11) + (12)		770,257	6,257	764,000	

資金収支予算書

(自) 平成 28 年 4 月 1 日 (至) 平成 29 年 3 月 31 日

介護保険施設 原宿地域ケアプラザ

(単位: 円)

勘定科目		当年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
事業活動による収入	介護保険事業収入	132,949,000	129,873,000	3,076,000	
	居宅介護料収入	103,764,000	103,141,000	623,000	
	(介護報酬収入)	92,334,000	92,099,000	235,000	
	介護報酬収入	90,338,000	88,178,000	2,160,000	
	介護予防報酬収入	1,996,000	3,921,000	△ 1,925,000	
	(利用者負担金収入)	11,430,000	11,042,000	388,000	
	介護負担金収入(公費)	390,000	396,000	△ 6,000	
	介護負担金収入(一般)	10,813,000	10,197,000	616,000	
	介護予防負担金収入(公費)	59,000	119,000	△ 60,000	
	介護予防負担金収入(一般)	168,000	330,000	△ 162,000	
	居宅介護支援介護料収入	15,903,000	18,291,000	△ 2,388,000	
	居宅介護支援介護料収入	14,744,000	14,854,000	△ 110,000	
	介護予防支援介護料収入	1,159,000	3,437,000	△ 2,278,000	
	介護予防・日常生活支援総合事業収入	4,949,000	136,000	4,813,000	
	事業費収入	4,681,000	114,000	4,567,000	
	事業負担金収入(公費)	70,000	7,000	63,000	
	事業負担金収入(一般)	198,000	15,000	183,000	
	利用者等利用料収入	7,038,000	7,050,000	△ 12,000	
	食費収入(一般)	6,627,000	6,875,000	△ 248,000	
	介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入	311,000	12,000	299,000	
	その他の利用料収入	100,000	163,000	△ 63,000	
	その他の事業収入	1,295,000	1,255,000	40,000	
	補助金事業収入	5,000	5,000	0	
	受託事業収入	550,000	526,000	24,000	
	拠点区分間等受託収入	740,000	724,000	16,000	
	借入金利息補助金収入	0	0	0	
	経常経費寄附金収入	0	100,000	△ 100,000	
	寄附金収入	0	100,000	△ 100,000	
	受取利息配当金収入	12,000	324,000	△ 312,000	
	受取利息配当金収入	12,000	324,000	△ 312,000	
	その他の収入	937,000	1,013,000	△ 76,000	
	利用者等外給食費収入	899,000	967,000	△ 68,000	
	利用者等外給食費収入	899,000	967,000	△ 68,000	
	雑収入	38,000	46,000	△ 8,000	
	その他雑収入	38,000	46,000	△ 8,000	
	流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
	事業活動収入計(1)	133,898,000	131,310,000	2,588,000	
支出	人件費支出	96,644,000	97,799,000	△ 1,155,000	
	職員給料支出	40,012,000	43,872,000	△ 3,860,000	
	職員俸給支出	31,339,000	34,624,000	△ 3,285,000	
	管理職手当支出	157,000	154,000	3,000	
	特殊業務手当支出	1,047,000	1,182,000	△ 135,000	
	処遇改善手当支出	1,764,000	770,000	994,000	
	扶養手当支出	1,766,000	2,731,000	△ 965,000	
	住居手当支出	1,450,000	1,500,000	△ 50,000	
	時間外手当支出	1,058,000	1,226,000	△ 168,000	
	その他手当支出	24,000	24,000	0	
	通勤手当支出	1,407,000	1,661,000	△ 254,000	
	職員賞与支出	10,639,000	11,321,000	△ 682,000	
	非常勤職員給与支出	33,525,000	29,913,000	3,612,000	
	有期・無期職員賃金支出	30,642,000	27,251,000	3,391,000	
	有期・無期職員通勤支出	650,000	638,000	12,000	
	有期・無期職員賞与支出	2,233,000	2,024,000	209,000	
	退職給付支出	1,678,000	1,812,000	△ 134,000	
	法定福利費支出	10,790,000	10,881,000	△ 91,000	
	事業費支出	16,417,000	16,077,000	340,000	
	給食費支出	6,881,000	6,889,000	△ 8,000	
	給食費支出	6,881,000	6,889,000	△ 8,000	
	介護用品費支出	95,000	156,000	△ 61,000	
	保健衛生費支出	207,000	214,000	△ 7,000	
	被服費支出	8,000	6,000	2,000	
	教養娯楽費支出	465,000	340,000	125,000	
	日用品費支出	55,000	59,000	△ 4,000	
	水道光熱費支出	5,742,000	5,773,000	△ 31,000	
	消耗器具備品費支出	827,000	428,000	399,000	
	保険料支出	912,000	966,000	△ 54,000	
	賃借料支出	76,000	76,000	0	
	車輛費支出	1,149,000	1,170,000	△ 21,000	
	事務費支出	13,791,000	17,133,000	△ 3,342,000	
	福利厚生費支出	507,000	789,000	△ 282,000	
	職員被服費支出	145,000	104,000	41,000	
	旅費交通費支出	42,000	46,000	△ 4,000	
	研修研究費支出	789,000	400,000	389,000	

(単位:円)

勘定科目	当年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	61,000	4,382,000	4,443,000	
前期末支払資金残高 (12)	49,826,880	54,208,880	4,382,000	
当期末支払資金残高 (11) + (12)	49,887,880	49,826,880	61,000	

(単位:円)

勘 定 科 目		当年度予算額	前年度予算額	増 減 額	備 考
事業活動による収支	事務消耗品費支出	1,010,000	861,000	149,000	
	印刷製本費支出	430,000	458,000	△ 28,000	
	修繕費支出	1,942,000	1,770,000	172,000	
	通信運搬費支出	851,000	827,000	24,000	
	業務委託費支出	2,559,000	2,423,000	136,000	
	業務委託費支出	2,559,000	2,423,000	136,000	
	手数料支出	557,000	495,000	62,000	
	土地・建物賃借料支出	1,400,000	1,400,000	0	
	租税公課支出	1,180,000	1,148,000	32,000	
	保守料支出	1,740,000	1,729,000	11,000	
	渉外費支出	170,000	173,000	△ 3,000	
	諸会費支出	63,000	61,000	2,000	
	雑支出	406,000	4,449,000	△ 4,043,000	
	収益事業売上原価支出	0	0	0	
	利用者負担軽減額	15,000	20,000	△ 5,000	
	居宅介護料利用者負担軽減額	15,000	20,000	△ 5,000	
	支払利息支出	0	0	0	
	その他の支出	899,000	967,000	△ 68,000	
	利用者等外給食費支出	899,000	967,000	△ 68,000	
	流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0	
	法人税住民税事業税支出	0	0	0	
事業活動支出計 (2)		127,766,000	131,996,000	△ 4,230,000	
事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)		6,132,000	686,000	△ 6,818,000	
施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	設備資金借入金収入	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	
	その他の施設整備等による収入	0	0	0	
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	固定資産取得支出	3,738,000	4,424,000	△ 686,000	
	機械及び装置取得支出	0	713,000	△ 713,000	
	車両運搬具取得支出	0	1,412,000	△ 1,412,000	
	器具及び備品取得支出	3,382,000	1,067,000	2,315,000	
	介護器具備品取得支出	0	170,000	△ 170,000	
	事務用器具備品取得支出	3,382,000	897,000	2,485,000	
	ソフトウェア取得支出	356,000	1,232,000	△ 876,000	
	固定資産除却・廃棄支出	0	54,000	△ 54,000	
	固定資産除却・廃棄支出	0	54,000	△ 54,000	
	施設整備等支出計 (5)	3,738,000	4,478,000	△ 740,000	
	施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)	△ 3,738,000	△ 4,478,000	740,000	
その他の活動による収支	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
	長期運営資金借入金収入	0	0	0	
	長期貸付金回収収入	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	
	積立資産取崩収入	2,976,000	1,811,000	1,165,000	
	介護施設繰越積立資産取崩収入	2,976,000	1,811,000	1,165,000	
	備品等購入積立資産取崩収入	2,350,000	1,693,000	657,000	
	修繕 (C P) 積立資産取崩収入	626,000	118,000	508,000	
	事業区分間長期借入金収入	0	0	0	
	拠点区分間長期借入金収入	0	0	0	
	事業区分間長期貸付金回収収入	0	0	0	
	拠点区分間長期貸付金回収収入	0	0	0	
	事業区分間繰入金収入	0	0	0	
	拠点区分間繰入金収入	0	0	0	
	サービス区分間繰入金収入	0	0	0	
	その他の活動による収入	0	42,000	△ 42,000	
	差入保証金返還収入	0	42,000	△ 42,000	
	その他の活動収入計 (7)	2,976,000	1,853,000	1,123,000	
	長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	長期貸付金支出	0	0	0	
	投資有価証券取得支出	0	0	0	
	積立資産支出	1,019,000	1,071,000	△ 52,000	
	退職給付引当資産支出	1,019,000	1,071,000	△ 52,000	
事業活動による収支	事業区分間長期貸付金支出	0	0	0	
	拠点区分間長期貸付金支出	0	0	0	
	事業区分間長期借入金返済支出	0	0	0	
	拠点区分間長期借入金返済支出	0	0	0	
	事業区分間繰入金支出	3,990,000	0	3,990,000	
	事業区分間繰入金支出	3,990,000	0	3,990,000	
	拠点区分間繰入金支出	0	0	0	
	サービス区分間繰入金支出	0	0	0	
	その他の活動による支出	0	0	0	
	その他の活動支出計 (8)	5,009,000	1,071,000	3,938,000	
その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)		△ 2,033,000	782,000	△ 2,815,000	
予備費支出 (10)		300,000	0	300,000	

福祉に関する 相談窓口

直接ケアプラザにおこしいただくか、
電話でのご相談もお受けします。

Tel.045-854-2293

閉館時は特別養護老人ホーム太陽の園に
転送されることになっています。

開館時間

●月曜日から土曜日 9:00~21:00
●日曜日・祭日 9:00~17:00

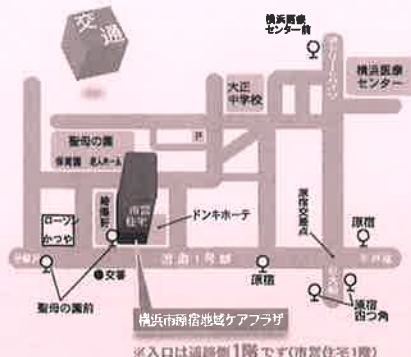
休館日

●第3月曜日(館内点検日)
●年末年始(12/29~1/3)

○(介護予防)通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業
(横浜市通所介護担当サービス) 事業所番号 1471000123
○居宅介護支援事業所番号 1471000123
○介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業所番号 1471000037

個人情報保護に関する考え(取り組み)

- 私たちは、相談の取組に得た利用者及びその家族に関する個人情報について、第三者に開示することはありません。
- 私たちは、あらかじめ利用者の同意を得た上で、利用者にサービスを提供する事業者との連絡調整など必要な範囲内において、利用者の個人情報を利用することとします。



●JR各駅よりバスをご利用の場合

戸塚駅西口	○藤沢駅北口行	徒歩2分
	○保野公園・横浜東大前行	徒歩8分
	○ドリームハイツ行	徒歩7分
大船駅西口	○横浜駅東口行	徒歩1分
	○保野公園・横浜東大前行	徒歩7分
	○ドリームハイツ行	徒歩7分
	○立場ターミナル行	徒歩7分
藤沢駅北口	○戸塚バスセンター行	徒歩2分
	○保野公園・横浜東大前行	徒歩8分
	○ドリームハイツ行	徒歩7分
	○公文国際学園行	徒歩2分
大船駅西口	○藤沢駅北口行(藤沢・公文経由)	徒歩2分

横浜市原宿地域ケアプラザ

設置主体:横浜市

〒245-0063 横浜市戸塚区原宿4丁目36番1号(1階)

Tel.045-854-2291(代) Fax.045-854-2299

<http://www.harajyuku-cp.jp>

MEMO

横浜市 原宿地域ケアプラザ

社会福祉法人 聖母会

横浜市原宿地域ケアプラザ

ひとびとのあいだに ひとびとのなかに よろこびを...

住みなれた街で 安心して暮らせるよう
在宅生活を支援します

地域交流

- 障害児者交流事業
- 子育て支援 他

福祉保健活動団体の
皆様への会場の貸し出し、
車イス、遊具の
貸し出しをします。

通所介護事業

- 通所介護
- 介護予防通所介護

介護保険で、要支援・要介護
と認定された方などに
送迎、食事、入浴、
機能訓練などの
サービスを提供します。

居宅介護 支援事業

家族や地域の関係者・関係機関と
連絡調整をとりながら、
要介護・要支援認定を受けた方々が、
地域でその人らしく、自立した
生活を送れるようケアプラン
(居宅サービス計画書)を
作成します。

地域包括支援センター

高齢者の方々が住み慣れた地域で
生活を続けていくために、必要に応じて
介護保険やその他のサービスを上手に
利用していくことができるように、
社会福祉士・保健職・主任ケアマネ
ジャーなど専門スタッフが、
総合的な相談や権利擁護など、
様々な支援を行います。

また、「要支援」になるおそれのある方
から「要支援1~2」の方まで介護予防の
ケアプランの作成やアドバイスを
行います。

担当

地区

原宿1丁目~5丁目・深谷町
保野町・東保野町・小雀町
影取町・汲沢町の一部



★福祉・保健等に関する相談や当プラザの見学等、お気軽にお問い合わせ下さい。

平成28年5月現在

ホームページ



facebook.

